

規制改革推進会議 保育・雇用WG

# 大型の駆動補助機付乳母車に関する規制の見直し

平成31年3月22日  
警察庁提出資料

# 道路交通法における取扱い

## □ 原動機を用いる車

⇒ 「**自動車**」  
「**原動機付自転車**」 (車道通行・免許要)

## □ ベビーカー等

⇒ 「**小児用の車**」 (歩道通行・免許不要)

## □ 原動機を用いるベビーカー

⇒ 明確な規定なし

# 検討状況

- 現行法上、電動ベビーカーは形式上「**自動車**」又は「**原動機付自転車**」に該当し、車道通行
  - ⇒ 政令で定める電動ベビーカーが「自動車」「原動機付自転車」に当たらないことを明確化する改正を含む  
**道路交通法の一部を改正する法律案を、平成31年通常国会に提出**  
(3月8日閣議決定)
  
- 改正法施行後は、「一定の基準」を満たす電動ベビーカーが「**小児用の車**」に該当し、歩道を通行できることが明確化される。
  
- 電動ベビーカーの大きさ等の「一定の基準」を検討するため、
  - 平成30年7月 全国シルバー&ベビー用品協同組合（販売者団体）
  - 平成31年3月 公益社団法人 全国私立保育園連盟（ユーザー）からヒアリングを実施
  
- 他の交通主体の交通の安全と円滑を確保しつつ歩道を通行させることができる「一定の基準」を検討  
⇒平成31年度中に結論を得る予定